

有罪？ 損害賠償？ 著作権が侵害されたとき

【物語編】

葵の家。3人がPCで課題をやっている

葵、思い出したように。

葵「そういえば、映画を見に行ったら、盗撮防止や違法ダウンロードの注意喚起のフィルムが流れていて、罰金と懲役の罰則に引いたって話、前にしたよね？」

直哉、少し考えて。

直哉「ああ、あったね。それがどうしたの？」

葵「ふと気になったんだけど、その罰金の収入って、著作権を持っている人に入るわけじゃないよね。懲役があったにせよ・・・何というか、著作権者って浮かばれないんじゃない??泣き寝入りするしかないのかな？」

香澄「そういえば、映画を短く編集して、動画投稿サイトに投稿した人たちが、映画会社に訴えられていたよね？」

直哉「うーん、確かに勝手に映画を短くされたら、ストーリーもよくわからなくなるし、その動画で元の映画を見てくれる人が減ったとしたら、作った人はショックだよね。」

香澄「そうよね。で、その裁判だけど、何億円もの損害賠償を認める判決が出たって記事を見かけたわ。えーと、これこれ。」

PC画面を二人に向ける

葵「ひゃー、億って、一般人が払えるの～？」

ハッとする葵

葵「えっ、でもちょっと待って。確か、著作権侵害って、1000万円の罰金じゃなかったっけ？」

香澄「裁判っていっても色々ありそうよね。学校に行ったら先生に聞いてみようかな。」

【解説編】

大学の教室。

内田先生「授業はここまですりになります。お疲れ様でした。」

先生が教室からでようとする

葵「先生！ ちょっと聞きたいことがあるのですが、お時間よろしいですか？」

内田先生「大丈夫よ！」

3人のもとに向かい、席に座る

内田先生「それで聞きたいことって何かしら？」

葵「先生。著作権についてお聞きしたいのですが、映画館で、盗撮や違法ダウンロードのような行為をしないように警告する広告が流れていましたが、実際に侵害があったときには、著作権者はどんな対応ができるんですか？」

香澄「私が気になったのは、映画を短く編集したものを動画投稿サイトに投稿した人が訴えられた裁判で何億円もの損害賠償請求が認められたってという記事を見かけました。」

直哉「香澄の話聞いて疑問に思ったのが、動画を短く編集してしまったら、元のストーリーの意図がわからなくなってしまいますよね。前に著作者人格権について学んだんですが、映画を作った人の人格的な権利についても何か対応できるのですか？」

内田先生、感心している表情。

内田先生「3人とも疑問を持つことはとても大事ね。」

著作権法って著作物の利用と著作者の権利の保護の両方を目的とした法律だということは皆さん知っていますよね。

ですが、現実には、違法行為つまり著作権の侵害行為があります。このような侵害があったときには、大きく2つの措置が考えられます。刑事裁判と民事裁判という言い方もできますけれど、皆さん、違いはわかりますか？」

3人、顔を見合わせて。

香澄「いえ、正確には分かりません・・・名前を聞いたことはありますけど・・・」

天の声・女性「ここからは私が詳しく説明しますね！」

葵・直哉・香澄「お願いします。」

天の声・女性「刑事裁判と民事裁判の違いですが、まず、刑事裁判は検察官が起訴するもので、有罪になったら前科がつきます。」

直哉「こわっ！」

天の声・女性「一方で、民事裁判は、個人や組織同士の紛争を解決するために行われます。さきほど葵さんが言っていたのは刑事裁判のことで、著作権法では著作権を侵害した人に対し、罰金や懲役、あるいはその両方を課するという罰則が定められています。

これについては、我が国では親告罪という制度が取られています。権利を侵害された人からの告訴がなければ検察官は裁判所に裁判を申し立てることができません。ただし、海賊版を販売したり、インターネットにアップロードしたりする行為については非親告罪として告訴が無くても起訴できることになっています。」

香澄「あっ、はい。親告罪については前に学びました。」

天の声・女性「ただ、このような措置は、侵害した人には罰則が科されますが、権利を侵害された側への対応にはなっていませんよね？」

そこでもう一つ。香澄さんが見た記事のように、侵害が生じたときに権利者が侵害をした人に対してできる請求についての定めが著作権法にはあります。

これは民事裁判として扱われます。

具体的には、侵害行為の差し止めを請求すること、侵害によって生じた損害の賠償を請求することができます。それから、直哉さんが気にしていた著作者人格権については、これらに加えて、名誉回復に必要な措置を請求することができます。」

葵「あれ？著作権侵害は1000万円までの罰金でしたよね？損害賠償の請求額ってどうなっているんですか？香澄が見た記事は、裁判の判決が出て数億と聞きました・・・」

天の声・男性「それについては、私から説明します。

1000万円は刑事事件の場合の著作権法における罰金の上限ですね。民事事件の場合、著作権法では次のような損害額の算定方法が示されています。

香澄さんが触れていた例では、侵害行為を行った人が得た利益ではなく、使用料相当額が損害額として認められたものです。巨額ですね。」

香澄「確かに・・・損害賠償請求ですもんね・・・損害額を算定して請求するのですね。」

葵「それで、億かぁ～。それにしても、すごい損害ですね。」

直哉「だから、盗撮防止とか違法ダウンロード禁止とか映画館ではたくさん言っているんですね・・・」

香澄「先生、映画の話ではないんですけど、関連して有料ソフトウェアについて伺いたいです。大学では有料のソフトウェアも使いますが、例えば、違法なコピーを利用した学生がいたら、そのソフトウェアの会社から損害賠償の請求なども行われるんですか？」

内田先生「香澄さん、実はね、これについては過去にいくつかの大学で実際に起きてしまったんですよ。違法なコピーの利用があったことが証明できないとダメなんだけど、内部からの通報や、最近ではライセンスをネットワーク経由で確認したりするので、ソフトウェアを提供する会社はその事実を把握できるわけ。

そうして確認した上で、損害賠償を大学に請求したという事例があります。」

香澄「やっぱりあるんですね・・・」

内田先生「ただね、実際には裁判には持ち込まずに、当事者同士で話しあって和解することも多いよ。だけど、かなりの賠償額を支払ったりすることもあるみたい。

このようなことを防止するために、大学では適正なライセンスのあるソフトウェアを利用者が使っていることを確認し、しっかり管理するようにしています。それから、教職員や学生さんが使うソフトウェアについては個別にライセンスを購入させずに、大学全体で利用契約をすることで不正行為を生じにくくすることなどが行われるようになってきました。

とはいえ、すべてのソフトウェアがそのような対応になっているとは限りません。安易な気持ちで行ったことが、大変なことになったりするので、みなさんもライセンスには注意して、違法な使い方は絶対にしないでくださいね。」

葵・直哉・香澄「はい、わかりました。」